

新	旧	備考
<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p><u>令和4年12月23日 一部改正</u></p>	<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p>	
<p>II 保険料率</p> <p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率1～3 (略)</p> <p>4 上記の規定にかかわらず、<u>以下のいずれかに該当</u>する場合の保険料率は、[2] 4及び6の規定を適用し、商品係数は1.0とする。</p> <p><u>(1) 海外現地法人等による貨物の販売若しくは賃貸又は技術若しくは労務の提供に係る取引の支援のため、当該取引の相手方に対して行う融資等について保険契約を締結する場合</u></p> <p><u>(2) 本邦法人又は本邦人が輸出する船舶を使用する事業の支援のため、本邦法人又は本邦人に対して行う融資等について保険契約を締結する場合</u></p>	<p>II 保険料率</p> <p>[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [10] において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [10] において「保証約款」という。）に係る保険料率1～3 (略)</p> <p>4 上記の規定にかかわらず、<u>海外現地法人等による貨物の販売若しくは賃貸又は技術若しくは労務の提供に係る取引の支援のため、当該取引の相手方に対して行う融資等について保険契約を締結</u>する場合の保険料率は、[2] 4及び6の規定を適用し、商品係数は1.0とする。</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年1月16日から実施する。</u></p>		